

指令第146号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西5条33丁目11番地

氏 名 山口重機 有限会社

代表取締役 山口 優生

令和7年6月27日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終 処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物 (産業廃棄物に該当しない伐根等)
営業所の所在地及び名称		帯広市西5条33丁目11番地 山口重機 有限会社
許可期間		令和7年 7月17日から 令和9年 7月16日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		清水町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	清水町が指定する場所
	その他の	関係法令及び条例、規則、指示を遵守すること

令和7年6月30日

清水町長 辻 康 裕

